

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号	
------	--

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任する場合、1人は事業場に所属しない労働衛生コンサルタントを衛生管理者として選任することができる。
- 2 医師免許を有する者は、誰でも産業医となることができる。
- 3 業種に関係なく、常時使用する労働者の数が1000人以上の事業場においては、事業者は、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- 5 常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の事業場においては、事業者は、その業種に応じて、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に定める健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、^{ふっ}弗化水素が発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、本邦外の地域に6月以上労働者を派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断で異常が発見された労働者に対し、その後6月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施しなければならない。
- 4 事業者は、定期健康診断の項目に異常の所見がないと診断された労働者については、当該健康診断の結果に基づく措置について、医師等からの意見聴取は義務付けられていない。
- 5 事業者は、雇入時の健康診断の結果については、5年間保存しなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、雇入れ時の教育を行ったときは、その実施結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 2 化学工業などの法令に定める業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、特別の教育を行ったときは、記録を作成して、これを法令に定める期間保存しておかなければならない。
- 5 事業者は、特別の教育の科目の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その科目についての特別の教育を省略することができる。

問 4 労働安全衛生法第65条に基づく作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 電気炉により金属を精錬する業務を行う屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及び^{びょう}ふく射熱を測定しなければならない。
- 2 圧縮空気により駆動される^{びょう}鋏打ち機を取り扱う業務を行う屋内作業場については、1月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 3 通気設備が設けられている坑内の作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における通気量を測定しなければならない。
- 4 炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場については、1月以内ごとに1回、定期的に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
- 5 紡績の業務を給湿しながら行っている屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温及び湿度を測定しなければならない。

問 5 厚生労働大臣が定める規格を具備すべき防毒マスクに該当しないものは次のうちどれか。

- 1 亜硫酸ガス用防毒マスク
- 2 一酸化炭素用防毒マスク
- 3 酸性ガス用防毒マスク
- 4 ハロゲンガス用防毒マスク
- 5 有機ガス用防毒マスク

問 7 事業者が次のイからニまでの装置等を設置しようとするとき、労働安全衛生法に基づき、計画を届け出なければならないもののみの組合せは、下のうちどれか。

ただし、いずれの場合も、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- イ 屋内においてアーク溶接を行う作業場に設置する全体換気装置
- ロ 屋内においてトリクロルエチレンを用いて洗浄作業を行う場所に設置する移動式の局所排気装置
- ハ 特定化学物質のうちの特定第2類物質等を製造する設備
- ニ 工業用のエックス線装置

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 6 法令に基づく有害物の規制に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 ジクロロベンジジンを製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- 2 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、原則として、あらかじめ、法令で定める有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 厚生労働大臣は、労働者にがんを生ずるおそれのある化学物質を製造している事業者に対し、必要があると認めるときは、法令で定める有害性の調査を行うことを指示することができる。
- 4 ベンゼンを容器に入れて工業的用途に提供する者は、その容器に名称、成分、人体に及ぼす作用など法令で定める事項を表示しなければならない。
- 5 製造が禁止されているベータ-ナフチルアミンを試験研究のために製造する場合は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

問 8 次のうち、法令で義務付けられている定期的な作業環境測定において、事業者が作業環境測定士に行わせなければならないものはどれか。

- 1 鉱物性粉じんに係る作業環境測定における相対濃度指示方法による測定
- 2 暑熱の屋内作業場に係る作業環境測定における気温の測定
- 3 騒音に係る作業環境測定における等価騒音レベルの測定
- 4 ガンマ線照射装置を設置している放射線装置室に係る作業環境測定における線量当量の測定
- 5 第2種酸素欠乏危険作業の行われる箇所に係る空气中の硫化水素濃度の測定

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関になろうとする者は、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合にあっては、厚生労働大臣による登録を受けなければならない。
- 2 作業環境測定機関の職員であった者は、作業環境測定の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 作業環境測定の業務を休止した作業環境測定機関が業務を再開したときは、遅滞なく登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 4 作業環境測定機関は、事業者から求められた作業環境測定を拒否したときは、その理由を付して、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に報告しなければならない。
- 5 都道府県労働局長の登録を受けている作業環境測定機関は、その都道府県に所在する事業場以外の事業場の委託を受けて作業環境測定を行うことができる。

問 10 作業環境測定基準において、検知管方式による測定が認められていない物は、次のうちどれか。

ただし、測定対象物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがないものとする。

- 1 二硫化炭素
- 2 ニトログリコール
- 3 シクロヘキサノン
- 4 クロルベンゼン
- 5 シアン化水素

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 評価値の計算式は、1作業日について測定した場合と連続する2作業日について測定した場合とは異なる。
- 2 A測定及びB測定を行った場合で、B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えるとときの管理区分は、第2評価値が管理濃度以下であっても、第3管理区分である。
- 3 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の決定を行う。
- 4 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の決定を行うことができる。
- 5 特定化学物質を2種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに一定の換算式で求めた換算値を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の決定を行う。

問 12 ダイオキシン類に関する廃棄物の焼却施設についての次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

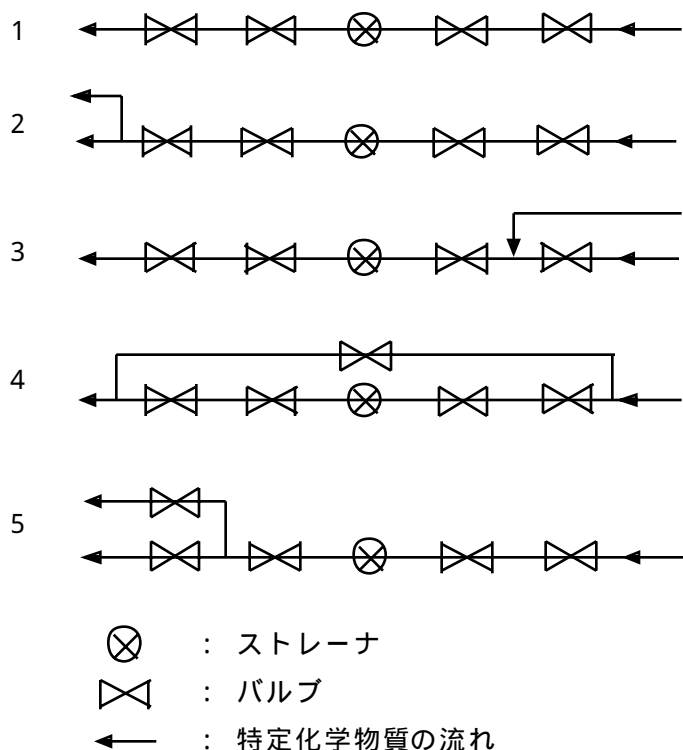
- 1 事業者は、焼却灰等を取り扱う業務を行う作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、その作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- 2 事業者は、焼却灰等を取り扱う作業を行うときは、原則として、ダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態にしなければならない。
- 3 事業者は、焼却灰等を取り扱う作業を行うときは、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業指揮者を選任しなければならない。
- 4 事業者は、焼却炉、集じん機等の設備の保守点検の業務に就かせる労働者に対して、法令で定める特別の教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、焼却炉、集じん機等の設備の保守点検の業務に労働者を就かせるときは、空気中のダイオキシン類の濃度に応じて、適切な保護具を使用させなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則に定める衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 硫化水素濃度が 10 ppm を超える場所は、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 2 労働者を常時就業させる屋内作業場の気積は、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える空間を除き、労働者 1 人について、20 m³ 以上としなければならない。
- 3 精密な作業にあつては、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を300ルクス以上としなければならない。
- 4 労働者を常時就業させる屋内作業場において、換気設備を設けていないときは、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が常時床面積の20分の1以上になるようにしなければならない。
- 5 労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気に際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。

問 1 4 特定化学設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナとこれに最も近接した特定化学設備（配管を除く。）との間のバルブの配置に関し、法令違反となるものは次のうちどれか。

ただし、当該ストレーナと当該特定化学設備との間に設けられているバルブが確実に閉止していることを確認することができる装置は設けられていないものとする。



問 1 5 有機溶剤等の区分の色分けによる表示について、次の混合物と表示の組合せのうち、有機溶剤中毒予防規則上、誤っているものはどれか。

なお、クロロホルム及び四塩化炭素のみからなる溶剤は第1種有機溶剤等、アセトン及びイソプロピルアルコールのみからなる溶剤は第2種有機溶剤等であり、石油エーテル及び石油ベンゼンのみからなる溶剤は第3種有機溶剤等である。

- 1 クロロホルム及び四塩化炭素をそれぞれ 4%、アセトン及びイソプロピルアルコールを合わせて 10% 含有する混合物.....赤
- 2 クロロホルムを 4%、アセトンを 3% 含有する混合物.....黄
- 3 クロロホルム及び四塩化炭素を合わせて 10%、残りはアセトン及びイソプロピルアルコールである混合物.....赤
- 4 四塩化炭素を 4%、イソプロピルアルコールを 4%、石油エーテル及び石油ベンゼンを合わせて 80% 含有する混合物.....青
- 5 クロロホルム、四塩化炭素、アセトン、イソプロピルアルコール、石油エーテル及び石油ベンゼンをそれぞれ 1% 含有する混合物.....青

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 鉛装置の内部における業務に労働者を従事させるときは、労働者に有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用させなければならない。
- 2 鉛合金の製品を製造する工程において、切断した鉛又は鉛合金の切りくずを一時ためておくときは、そのための場所を設け、又はこれらを入れるための容器を備えなければならない。
- 3 法令に基づき設置する局所排気装置は、そのフードの外側における空気中の鉛の濃度が、0.15 mg/m³ を超えないものとする能力を有するものでなければならない。
- 4 法令に基づき設置した設備のうち、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置については1年以内ごとに1回、除じん装置については2年以内ごとに1回、定期的に、法令で定める項目について自主検査を行わなければならない。
- 5 鉛業務を行う屋内作業場の床等について、鉛等による汚染を除去するため、毎日1回以上、真空掃除機を用いて、又は水洗によって掃除しなければならない。

問 1 7 電離放射線障害防止規則に規定されている事業者の措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 管理区域に立ち入る労働者については、一時的に立ち入る者を除き、管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 放射線業務従事者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、男性にあつては、被ばくの状況にかかわらず、少なくとも胸部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 3 放射性物質取扱作業室の内部の壁及び床の表面は、平滑に仕上げられていなければならない。
- 4 放射性物質取扱作業室の出口に汚染検査場所を設け、放射性物質取扱作業室において作業に従事させた労働者がその室から退去するときは、身体、装具及び持ち出す物品の汚染の状態を検査しなければならない。
- 5 放射性物質取扱作業室については、喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に規定されている事業者の措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 法令に基づき設置された局所排気装置の定期自主検査については、技能講習を修了した者に行わせなければならない。
- 2 臨時の特定粉じん作業について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、局所排気装置等の設置をしなくてもよい。
- 3 法令に基づき設置された局所排気装置について、初めて使用するとき、又は分解して修理したときは、法令に定める事項について、点検を行わなければならない。
- 4 法令に基づき設置される除じん装置のうち、ヒューム以外の粉じんに係るものについては、サイクロンによる除じん方式とすることができる。
- 5 移動式の局所排気装置であつて、ろ過除じん方式の除じん装置を付設したものについては、排出口を屋外に設けなくてもよい。

問 1 9 事務所衛生基準規則に規定されている事業者の措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 室の温度が 10 以下の場合には、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。
- 2 室の照明設備については、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、点検しなければならない。
- 3 男性用と女性用に区別した便所を設けなければならない。
- 4 労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。
- 5 燃焼器具（発熱量が著しく少ないものを除く。）を使用するときは、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に基づく次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、今までに常時粉じん作業に従事したことがない労働者が、新たに常時粉じん作業に従事することとなった場合、就業の際、じん肺健康診断を行わなくてもよい。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺健康診断の結果じん肺の所見がなかったものについて、3 年以内に次のじん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 2 であるものについて、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺管理区分が管理 3 又は管理 4 と決定された者は、療養を要する。
- 5 都道府県労働局長によるじん肺管理区分の決定は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいて行われる。